

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-29)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価				
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価				
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	5,095	5,662	6,582	6,217
	補正予算(b)	866	-	516	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	5,961	5,662	7,098	-
執行額(百万円)	5,874	5,487	7,012	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	-	77	94	89	97	95	80	○
	年度ごとの目標値	80	80	80	80	80		
	基準値	実績値					目標値	
②環境リスク初期評価実施物質数	-	22	15	12	17	16	14	○
	年度ごとの目標値	14	14	12	14	14		
	基準値	実績値					目標値	
③内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	-	132	155	175	184	198	200	○
	年度ごとの目標値	100	120	140	160	180		
	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
④子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	-	追跡調査、詳細調査及び化学分析の実施	参加者追跡率(97%)	参加者追跡率(96%)	参加者追跡率(96%)	参加者追跡率(95%)	全国10万人のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	○
	年度ごとの目標	-	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗		
	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) ①化学物質環境実態調査では、R1年度に95物質・媒体について調査を実施したことをはじめ、直近5年間の実績値(平均値)が目標値を上回っている。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、16物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表し、目標を達成した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016—」(EXTEND2016)で設定した目標を達成した。 ④フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できている、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。			
	施策の分析	①化学物質環境実態調査の結果については、調査要望を受けていた省内の化学物質規制等の施策を行っている部署にフィードバックし、それぞれの施策に活用されている。 ②環境リスク初期評価については、令和元年度までに381物質について評価を取りまとめ、公表している。評価結果について、必要に応じて関係部局等に情報提供することで、環境を経由した化学物質による影響の未然防止に寄与している。 ③EXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質のリスク評価・リスク管理の手法の検討に向けて、有用な知見を得た。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査では、調査における参加者の追跡率を高値で維持し、データ解析を行うための化学物質の分析も順調に進めているところ。着実に調査の解析に必要なデータの蓄積や分析が進むことで、調査の効果的な実施につながり、ひいてはこれらが次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与している。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①今後も引き続き省内関連部署から調査の要望があった化学物質について、着実に一般環境の残留状況を調査する。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、関係課室の要望も踏まえて化学物質の初期評価を実施する。 ③今後も引き続きEXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質の適切なリスク評価・リスク管理に向けて、その手法の検討に資する有用な知見を得る。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、引き続き着実な調査の実施と計画的な化学物質の分析を進める。また、調査の進捗に応じて収集・分析したデータから得られた成果を社会に還元する。  【測定指標】 ①化学物質対策に係る各種施策を行う上で、必要となる基礎データの提供状況について測定可能な指標として、今後も引き続き「化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数」を指標とする。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。 ③引き続き、EXTEND2016に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用について文献調査等を踏まえて選定した評価対象物質の選定数を指標とする。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、調査参加者の追跡率と化学物質の分析の実施状況を測定指標とする。			
学識経験を有する者の知見の活用	①化学物質環境実態調査については、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。 ④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映している。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①令和元年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第25回)資料2-3) ②化学物質の環境リスク評価(第18巻) ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016」に基づく取組について(中央環境審議会環境保健部会(第39回)資料6) ④参加者ステータス集計表(コアセンター作成)、研究の進捗について(令和元年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料1-2)				
担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 太田 志津子 環境リスク評価 室長 山本 英紀	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-30)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	765	826	864	939
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	765	826	864	-
執行額(百万円)	717	726	798	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		-	182	181	191	208	210	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	②有害性評価困難な化学物質の試験法の開発及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	○
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		試験法の調査・検討	試験法案の作成	試験法の比較検討	試験法の比較検討	試験法の検証	試験法の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供	
	年度ごとの目標	試験法案の作成	課題抽出、試験法案の検討	課題への対応の検討、試験法案の改善	課題への対応、試験法案の検証	課題への対応、OECDへの提案準備	-	-	
	③PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(ト)の把握	基準	施策の進捗状況(実績)(年度は届出対象年度で、翌年度集計)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		-	375,384	375,924	387,101	391,342	-	-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	④化学物質アドバイザーの派遣数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	×
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		-	24	23	17	20	16	20	
年度ごとの目標	27	24	27	24	23	-	-		
⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料(血液・尿)の化学物質分析データ数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	○	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
	-	3,389	3,610	3,218	3,267	4,678	-		
年度ごとの目標	3,000	3,000	調査計画の見直しのための検討を実施	3,000	3,000	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり			
	施策の分析	<p>①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスの付与又は見直しを行っている。令和元年度の物質数は、210物質であり、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を省く評価可能な物質の全てを占めており、目標を達成している。</p> <p>②令和元年度には、ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化に向けたリングテストを想定し、実験的な検証を行った。引き続き、試験機関ごとの手技や設備等による影響の大きさを検証する必要があるが、ヨコエビ試験法の有効性に関する一定の結果が得られ目標を達成している。</p> <p>③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施しており、対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にある。一方で、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援する観点から本制度の周知に努め、令和元年度においては平成30年度とほぼ同水準の派遣状況となっており、目標とする派遣数を達成していない。</p> <p>⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、平成31年度に得られた生体試料(血液・尿)の化学物質分析データ数は4678であり、目標を達成している。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>①化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を着実に進めていく。</p> <p>②有害性の評価を行うのが困難な物質に対し、引き続きその試験手法の検討・比較を行っていく。</p> <p>③PRTR制度による化学物質管理の実効性を担保するため、引き続き、排出量・移動量の抑制に向けた取組に努める。</p> <p>④リスクコミュニケーションのより一層の推進を図るため、引き続き、化学物質アドバイザーの制度の周知に努める。</p> <p>⑤化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数を測定指標とする。</p> <p>②引き続き、有害性評価が困難な物質に対する試験法の比較検討を着実に進める。</p> <p>③事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果を把握するため、引き続き、化審法第一種指定化学物質の届出排出量・移動量を測定指標とする。</p> <p>④引き続き、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標とする。</p> <p>⑤化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得るため、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会(食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会)において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</p> <p>②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。</p> <p>③令和元年度には、環境省、経済産業省合同で審議会を開催し、化管法の課題や見直しの必要性及び方針等について令和元年6月に「今後の化学物質対策の在り方について」(答申)を取りまとめた。</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①生態影響に関する優先度判定(第199回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料1-4)、生態影響に関する優先度判定(人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質)(第199回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料4-4)、令和元年度有害性の評価が困難な化学物質の有害性の評価手法に係る検討業務報告書</p> <p>②令和元年度有害性の評価が困難な化学物質の有害性の評価手法に係る検討業務報告書</p> <p>③今後の化学物質環境対策の在り方について(令和元年6月、中央環境審議会答申)</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について</p>				
担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 太田 志津子 環境リスク評価室長 山本 英紀 化学物質審査室長 柳田 貴広	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-31)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	604	740	769	783
		補正予算(b)	▲1	▲4	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	603	736	769	-
執行額(百万円)	558	720	750	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	×
		-	16	16	14	20	13	-	
		年度ごとの目標値	-	12	12	16	16	16	13
	②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	×
		-	0	2	4	5	7	-	
		年度ごとの目標	-	0	2	4	6	8	-
	③GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度	-
		-	180	177	150	172	144	180	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和元年度は、測定したPOPs条約対象物質及び候補物質数の実績値が、選定要件より設定した目標値を下回っている。これは測定する物質を減らしたものであるが、多方、媒体は増やしている。 ②水銀対策について、環境省と国連環境計画アジア太平洋事務所が主導し、水俣市と協働して日本の知見を活かした水俣条約実施推進プロジェクトを開始し、アジア太平洋地域諸国の水銀対策の向上、ひいては条約の実施・遵守の推進を支援。その他の案件形成も進んでいるが、国際機関側及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響による準備遅れのため、計上は次年度以降となる見込み。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施した。
	施策の分析	①POPs条約の有効性評価に資するため、国内実施計画に基づき国内のモニタリングを行い、目標とした候補物質群数を下回ったが調査媒体を増やした。また、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施し、各国との協力体制の構築に貢献した。 ②水銀実態調査の実施、日本の水銀対策技術の国際展開等を通じた水銀に関する水俣条約の効果的な実施に向けた各国との連携を進めた。 ③GHSに基づく環境危険有害性の分類(再分類を含む)を行い、GHSに基づく事業者のラベル表示・SDS(安全データシート)作成を支援した。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】          ①POPs条約の対象物質の増加に対応しつつ、条約の内容に照らし、条約事務局に提出する有効性評価及び国内の汚染状況の把握のため、POPsモニタリングを今後も継続して行う。          ②我が国が持つ技術・知見等のリソースの把握・活用を進め、各国に対する水俣条約の締結促進並びに、自国の実態評価及び対策の実施の推進に資する取組を国際機関等とも連携して行う。          ③国連GHS文書は2年毎に改定されているところ、常に最新の分類基準に基づいたGHS分類を今後も継続して行う。          【測定指標】          ①今後も引き続き、「化学物質環境実態調査のあり方について」の調査対象物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数を指標とする。          ②相手国の内部手続、我が国との会計年度の違い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により案件形成のタイミングがずれるケースもあるが、世界の水銀対策を推進する目的から、今後も引き続き、「途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数」を指標とする。          ③今後も引き続き、最新の情報に基づきGHS分類(再分類を含む)を実施した物質数を指標とする。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>①POPs条約対応のため、「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を実施し、その検討結果を取組に反映させている。          ①SAICM国内実施計画に基づき、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施し、学識経験者、市民、事業者、行政学識経験者等の様々な主体による意見交換を行っている。          ②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会を通して、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。          ③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、取組に反映させている。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第15回)資料2-6)          令和元年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第25回)資料2-3)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>環境安全課・環境保健企画管理課水銀対策推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境安全課長 太田 志津子 水銀対策推進室長 須田 恵理子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	-------------------------------	----------------------------	--	-----------------	---------------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-32)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	481	467	632	490
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	▲ 11	-
		合計(a+b+c)	481	467	621	-
執行額(百万円)	395	375	463	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 A事案区域等における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	5	6	10	5	8	-	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
-		149	147	147	145	145	-	-	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠)  ・A事案区域における環境調査等件数:地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業):茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシシ酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地改変の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシシ酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・A事案区域等の環境調査等に関しては、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシシ酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。 【測定指標】 ・引き続きA事案区域等における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	・「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシシ酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシシ酸(DPAA)等のリスク評価第4次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	--

担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境リスク評価室 室長 山本 英紀	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------	--------------------	----------------------	----------	--------